

道路占用手続き委任書

年 月 日

私は、次の給水装置工事（・新設・改造・撤去）の施行に伴う道路占用の諸手続きに関することを横浜市水道事業管理者に委任いたします。

なお、横浜市道路占用規則第2条（道路法第32条）に定める届出事項については、貴局に届けます。

また、この委任事項の行使に伴う一切の費用は、横浜市水道事業管理者の指定のとおり支払います。

給水装置工事受付番号： 年度 区第 号
工事場所：横浜市 区 町 丁目 番 号

横浜市水道事業管理者
水道局長 ○ ○ ○ ○

道路占用手續委任者（給水装置工事申込者）
住所 _____
氏名 _____

本委任を受託します。

年 月 日
横浜市水道事業管理者
水道局長 ○ ○ ○ ○

【参考】

1 横浜市道路占用規則（抜粋）

（ 占用の許可）

第 2 条 法第 32 条第 1 項又は第 3 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。第 5 条において同じ。）の規定による新たな占用の許可を受けようとする者又は既に受けた占用許可に係る申請事項の変更をしようとする者は、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号。以下「省令」という。）

第 4 条の 3 に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるものは、この限りでない。

① 占用の位置及び付近の見取図

② 工作物の構造図並びに工作物に係る工事の設計書、仕様書及び図面

③ 占用に関する工事の実施の方法に関する仕様書、図面及び工程表

④ 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表

⑤ 既設の占用物件に添加する場合は、当該 占用物件の管理者の承諾を証する書類

⑥ その他市長が必要と認める書類及び図面

2 道路法第 32 条（抜粋）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

道路占用手続き委任書

年 月 日

私は、次の給水装置工事（・新設・改造・撤去）の施行に伴う道路占用の諸手続きに関することを横浜市水道事業管理者に委任いたします。

なお、横浜市道路占用規則第2条（道路法第32条）に定める届出事項については、貴局に届けます。

また、この委任事項の行使に伴う一切の費用は、横浜市水道事業管理者の指定のとおり支払います。

給水装置工事受付番号： 年度 区第 号
工事場所：横浜市 区 町 丁目 番 号

横浜市水道事業管理者
水道局長

道路占用手續委任者（給水装置工事申込者）

住所 _____

氏名 _____

本委任を受託します。

年 月 日

横浜市水道事業管理者

水道局長

【参考】

1 横浜市道路占用規則（抜粋）

（ 占用の許可）

第 2 条 法第 32 条第 1 項又は第 3 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。第 5 条において同じ。）の規定による新たな占用の許可を受けようとする者又は既に受けた占用許可に係る申請事項の変更をしようとする者は、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号。以下「省令」という。）

第 4 条の 3 に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるものは、この限りでない。

① 占用の位置及び付近の見取図

② 工作物の構造図並びに工作物に係る工事の設計書、仕様書及び図面

③ 占用に関する工事の実施の方法に関する仕様書、図面及び工程表

④ 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表

⑤ 既設の占用物件に添加する場合は、当該 占用物件の管理者の承諾を証する書類

⑥ その他市長が必要と認める書類及び図面

2 道路法第 32 条（抜粋）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法